

平成 26 年第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 26 年 12 月 16 日、午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |        |         |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行  | 2 金田文子 | 3 松下好延  |
| 4 夏目忠昭  | 5 渡邊勲  | 6 村松修   |
| 7 鈴木藤雄  | 8 伊藤武  | 9 熊谷勝   |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	松井利文	生活課長	滝元光男
産業課長	澤田周蔵	保健福祉センター所長	片桐洋人
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
財政課長	鈴木正吾	教育課長	伊藤斉

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

日程第 1 行政報告

日程第 2 議案第 75 号

東三河広域連合の設置について

(東三河広域連合検討特別委員長報告)

日程第 3 議案第 76 号

北設広域事務組合理約の変更について

(文教厚生委員長報告)

日程第 4 議案第 77 号

設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
について

(文教厚生委員長報告)

- 日程第5 議案第78号  
設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第6 議案第79号  
設楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第80号  
設楽町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第81号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第82号  
設楽町道路占用条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第10 議案第83号  
平成26年度設楽町一般会計補正予算(第4号)  
(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第84号  
平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第85号  
平成26年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 議案第86号  
平成26年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 議案第87号  
平成26年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 議案第88号  
平成26年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第16 議案第89号  
平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第3号)

(文教厚生委員長報告)

日程第 17 議案第 90 号

平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算 (第 3 号)

(総務建設委員長報告)

日程第 18 要望第 3 号

設楽ダム建設関連事業の影響を緩和し小松区住民の安定した生活のための要望書

(総務建設委員長報告)

日程第 19 要望第 4 号

田内字平野・田尻の導入路建設についての要望書

(総務建設委員長報告)

日程第 20 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 22 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 23 東三河広域連合検討特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

## 会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達していますので、平成 26 年第 4 回設楽町議会定例会 (第 2 日) を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。8 番伊藤武君。

8 伊藤 おはようございます。平成 26 年第 4 回定例会第 2 日の運営について、12 月 12 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会報告 18 件、継続審査申出 3 件です。日程第 1 は行政報告です。日程第 2 から順次 1 件ごとに上程します。日程第 3 から日程第 19 までは一括上程し、議案第 83 号から議案第 90 号までは一括質疑です。よろしく願います。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願います。

---

議長 日程第 1 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。全国各地で大雪が降っております。いよいよ厳しい冬本

番を迎えまして、年末まで残すところ2週間となりました。議員の皆様方におかれましては、年の瀬で大変お忙しい中、12月議会定例会最終日に全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会におかれましては、衆議院議員総選挙が行われる中、東三河広域連合の設置に関する議案をはじめ、制定・改正条例、補正予算、要望書など、議員の皆様方には慎重審議を賜りまして、無事に最終日を迎えることができましたことに感謝申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。第1点目は、衆議院議員総選挙についてであります。天候が厳しい中、14日に行われました衆議院議員総選挙につきましては、急激な寒さと雪の影響もあり、全国的に戦後最低の投票率を呈する中、本町における投票率は73.85%でありまして、前回2012年の76%から2%ほど下回る結果でありましたが、突然の解散で短い準備期間の中、特にトラブルや不適切な事務処理もなく、無事に選挙事務を実施することができました。選挙の結果につきましては、愛知14区の現職2名が再び当選され、政権与党の大勝という結果でありました。今後は、引き続き国民生活がより一層向上できるよう堅実で安定した国政運営に期待するところであります。

2点目は、愛知万博駅伝についてであります。第9回市町村対抗愛知万博駅伝が12月6日(土)に愛・地球博記念公園において開催されました。今大会は、昨年までの9区間から11区間に変更され、また当日は雨・雪といった最悪のコンディションでありましたが、町村の部で昨年と同様に9位入賞という輝かしい成績を収めることができました。今回、参加されました選手、監督、コーチの皆さんには、設楽町の代表として忙しい時間の合間にそれぞれ練習を重ねられ、プレッシャーのある中、町の誇りを背負って選手みんなが全力で走り、優秀な成績を収めていただきまして、大変感謝をしております。また、議会議員の皆さんには、大会会場におきまして温かい御声援をいただき、誠にありがとうございました。

本日は、追加議案はございませんが、初日に上程いたしました議案につきまして、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げまして、審議に先立ち、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

---

議長 日程第2、議案第75号「東三河広域連合の設置について」を議題とします。

本案は、東三河広域連合検討特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。9番熊谷勝君。

9熊谷 平成26年第5回東三河広域連合検討特別委員会の報告をいたします。12月9日、委員11名全員、山口議長、副町長、教育長、総務課長、企画課長出席のもと、特別委員会を開催いたしました。審査事件は付託事件1件、所掌事務調査1件の2件について審査を行いました。1、付託事件、議案第75号「東三河広

域連合の設置について」、慎重な審査を行いました。質問の中で、権限はどこまでか、情報発信の中身は、公共施設の利用、連合長の選出等の質問があり、採決の結果、賛成多数により議案第 75 号は、可決すべきものと決定いたしました。

2、所掌事務の調査についてであります。広域連合議会臨時会開催に向けての協議事項についてであります。1、議会人事に関する事、2、開催場所に関する事、3、3月臨時会の運営に関する事についてワーキング会議の決定事項について報告をいたしました。そして、閉会中の継続審査について異議なしですることに決定をいたしました。以上、上記のとおり報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。議案第 75 号の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 議案第 75 号「東三河広域連合の設置について」、反対をします。その理由は第 1 に総意なき広域連合設置だからであります。役場はどれだけ住民への説明を行ったか、極めて不十分であります。知らない人が圧倒的であると思います。これでは総意のもとに結成するとした、東三河広域連合の建前が全くでたらめであったということになります。第 2 に過疎を一層深刻にする広域連合だからであります。広域合併したその市の周辺町村はどうなったのか、さまざまな機能が中心部に集約され、人材やお金が中心部に流出し深刻な過疎に悩んでいるではありませんか。広域連合も同じことになります。広域合併の愚を繰り返そうというんでしょうか。第 3 に住民参加なき広域連合だからであります。私たち住民の声や意見がどれほど広域連合に届くのか。住民の請願権はなく、願いを代弁してくれる連合議員は身近にいません。役場を通しての要望は間接的であり、どれほど伝わるのか定かでないわけです。さらに住民と地方公共団体との協働システムは、始めからなく、そもそもそれに必要な情報すら規約上、制約されているではありませんか。第 4 に住民サービス後退必至の広域連合だからであります。広域連合の共同事務になる介護保険、障害支援区分認定審査、消費生活相談などは役場の窓口で全て事足りるのですか。豊橋の連合事務局まで出向かなければならないケースが数多く想定されます。利便性の向上どころか町民の負担が増大するのは必至ではありませんか。第 5 に歯止めなき広域連合だからであります。共同事務や広域連携事業が際限なく拡大されれば、市町村は形骸します。そうならないという保証がどこにあるというんでしょうか。以上から、現時点での広域連合設置は将来に禍根を残し、取り返しがつかない事態になると申し上げたい。よって、設置に反対するものであります。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3 松下 設楽町の今後のあり方、それから人口減少に伴う設楽町の今後の進め方についてですか、そういうことで広域連合は不可欠な進め方だと私は思っております。なお、今反対議員の討論にありましたが、住民説明については、これから行政については多くの説明会を開いて、なるだけ皆さんに御理解をいただけるように精進していただけることを求めまして、賛成の討論といたします。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 75 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 75 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 3、議案第 76 号「北設広域事務組合規約の変更について」から日程第 19、要望第 4 号「田内字平野・田尻の導入路建設についての要望書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。3 番松下好延君

3 松下 それでは、平成 26 年第 4 回総務建設委員会報告をいたします。12 月 4 日、9 時より総務建設委員会を開会いたしました。出席者は委員全員です。付託された事件は 5 件です。審議の結果を報告いたします。議案第 82 号「設楽町道路占用条例の一部を改正する条例について」審議をいたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決といたしました。議案第 83 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」総務建設委員会所管を審議いたしました。質疑 2 件、討論なし、全員賛成で可決といたしました。議案第 90 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）」を審議いたしました。質疑 1 件、討論なし、全員賛成で可決といたしました。要望第 3 号「設楽ダム関連事業の影響を緩和し小松区住民の安定した生活のための要望書」を審議いたしました。意見 2 件、討論 2 件、全員賛成で採択といたしました。要望第 4 号「田内字平野・田尻の導入路建設についての要望書」を審議いたしました。意見 6 件、討論 3 件、全員賛成で趣旨採択とすることにいたしました。以上で報告を終わります。

議長 1 番金田敏行君。

1 金田 平成 26 年第 4 回文教厚生委員会を報告いたします。12 月 8 日（月）、9 時から文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は委員 6 名全員、執行部より町長をはじめ、9 名の出席をいただきました。付託事件 13 件を審議しました。審議の結果を報告いたします。議案第 76 号「北設広域事務組合規約の変更について」、質疑なし、討論なし、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しました。議案第 77 号「設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を審議しました。質疑 14 件、討論 1 件、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しました。議案第 78 号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」を審議しました。質疑 5 件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第 79 号「設楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を審議いたし

ました。質疑5件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決いたしました。議案第80号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてを審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第81号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第83号「平成26年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第84号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第85号「平成26年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第86号「平成26年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第87号「平成26年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第2号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第88号「平成26年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」を審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第89号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第3号）」を審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。議案第76号「北設広域事務組合理約の変更について」から議案第82号「設楽町道路占用条例の一部を改正する条例について」までの質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

---

議長 議案第76号「北設広域事務組合理約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第76号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第77号「設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 77 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 77 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 78 号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 78 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 78 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 79 号「設楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 79 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 79 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 80 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する



る条例の一部を改正する条例」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 80 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 80 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 81 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 81 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 82 号「設楽町道路占用条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 82 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 82 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 83 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」から議案第 90 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）」の委員

長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論、採決は1件ごとに行います。議案第83号「平成26年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第83号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第84号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第84号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第85号「平成26年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第85号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第86号「平成26年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第86号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 86 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 87 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」の  
討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 87 号について、採決します。採決は、起立によ  
って行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定  
することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 88 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」  
の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 88 号について、採決します。採決は、起立によ  
って行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定  
することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 88 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 89 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）」の  
討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 89 号について、採決します。採決は、起立によ  
って行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定  
することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 89 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 90 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 3 号)」  
の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 90 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 90 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 要望第 3 号「設楽ダム建設関連事業の影響を緩和し小松区住民の安定した生活のための要望書」から要望第 4 号「田内字平野・田尻の導入路建設についての要望書」までの質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

要望第 3 号「設楽ダム建設関連事業の影響を緩和し小松区住民の安定した生活のための要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。要望第 3 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。要望第 3 号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 要望第 4 号「田内字平野・田尻の導入路建設についての要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。要望第 4 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。要望第 4 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---

議長 日程第 20「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。9 番熊谷勝君。

9 熊谷 平成 26 年第 5 回設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。12 月 11 日出席委員 11 名全員、設楽ダム工事事務所長、豊川水系対策事務局長、山口議長、設楽町長はじめ執行部出席のもと特別委員会を午前 9 時から 17 時まで 7 時間かけて慎重審査を開催しました。審査事件 1、所掌事務の調査、設楽ダム関連事業について、1、国土交通省設楽ダム工事事務所より設楽ダム関連事業総括、国関係部分について 44 件の説明を受けました。多数の質疑を行い、地盤の安全性、工事完了見込み等の明示を強く求めました。2、設楽ダム関連事業出張所職員より説明を受けました。設楽ダム関連事業、県関係分の 41 件の説明を受けました。多数の質疑を行ったが、説明の中で一部工事推進計画の中で多くの問題があり、難航している箇所があるとの報告があった。設楽ダム工事事務所と同様に、工事完了見込み時期の明示を強く求めました。3、設楽ダム関連事業設楽町分について 61 件の説明を受けました。多数の質疑を行い、計画の見直しにより施工する予定のない工事が 2 件、事情により工事实施しない案が 1 件あるというような報告を受けました。以上で、報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第 21「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第 22「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第 23「東三河広域連合検討特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。東三河広域連合検討特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条

の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。東三河広域連合検討特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。東三河広域連合検討特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 4 回設楽町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午前 9 時 48 分